

■ 環境基本計画

- 1 計画策定の趣旨
津市環境基本条例の基本理念を実現するため、市民、事業者、市が協働して、環境の保全と創造により、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、計画を策定します。
- 2 計画の理念
「持続的な発展が可能な環境と共生するまちを創造すること」
- 3 計画の位置づけ
計画は、本市の環境施策を総合的、計画的に推進するためのもので、津市総合計画の環境分野の計画としても位置づけるものです。
- 4 計画の期間
平成20年度から平成29年度の10年間。平成25年度において中間見直しを行います。

■ 目標達成に向けた施策の推進

- 1 施策の推進：環境目標ごとの具体的な施策と施策達成目標を設定し、確実な計画推進を行っています。
- 2 重点施策
 - (1) ごみの適正分別と収集
 - (2) 新しい最終処分場の建設推進
 - (3) 不法投棄対策事業
 - (4) 太陽光・風力・バイオマスの利用
 - (5) 市民版環境マネジメントシステム事業の推進
 - (6) 山と川と海のネットワーク事業
 - (7) 森林の整備事業
 - (8) 環境に対する市民意識の向上
 - (9) エコパートナー事業

■ めざす環境像と環境目標

- 1 めざす環境像　　《 山、川、海、人が共生する元気なまち 津 》
津市環境基本条例の理念である「自然との共生をめざし、安全で安心、かつ、健康で文化的な生活を営むことができ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築」を実現します。
- 2 環境目標
環境像を、市民、事業者、市の共通目標とし、これを達成するため、4つの環境目標を設定
 - A：ごみ「^{ゼロ}〇」社会、意識の向上社会
 - B：持続可能な快適なまち 津
 - C：人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津
 - D：自主・協働による環境活動の促進

■ 中間見直し当たって（見直し概要）

- 1 中間見直しの背景と趣旨
環境基本計画第1章「計画の基本的な考え」において、社会や環境情勢等の大きな変化が生じた場合に見直しを行うこととしています。
このことから、東日本大震災による原子力発電施設の事故後のエネルギー政策の見直し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行等の環境情勢の大きな変化や津市における施策の推進状況（計画年度の間年度である平成24年度までの実績）を踏まえ、平成29年度の目標値の見直しを行います。
- 2 見直し後の計画期間
平成26年度から平成29年度の4年間
- 3 計画の構成
環境基本計画における津市のめざす環境像、環境目標、施策の推進方針等の基本部分は継承することとし、第4章「目標達成に向けた施策の推進」を中心に見直します。
- 4 主な見直し内容
 - (1)ごみ処理施設の整備
新最終処分場及び中間処理施設「津市リサイクルセンター」の建設推進についての記述追加
 - (2)廃棄物の適正処理
小型家電リサイクル制度の啓発について追記
 - (3)新エネルギーの利用促進
太陽光・風力・バイオマスの利用に小水力を追記
 - (4)生活排水対策
公共下水道の整備を生活排水処理施設の整備に変更
 - (5)環境に対する市民意識の向上
環境だよりの発行による意識啓発の追記
 - (6)施策達成目標
平成29年度の目標値の見直し

■ 計画の推進体制と進行管理

- 1 推進体制
 - (1) 津市総合計画の推進とあわせ、市の関係部局が連携、協力し、施策を推進
 - (2) 計画を推進する協働体制として、市民、事業者からなる推進市民委員会を設置
 - (3) 津市環境審議会で計画の総合性や重要性の見地から意見を聴き計画を推進
- 2 進行管理
計画の推進に当たり進行管理を行うため、PDCAサイクルを機能させ、計画の進捗状況については、年次報告書を作成し、推進市民委員会、環境審議会に報告するなど、点検、管理と施策の見直しを行い、確実な目標達成をめざしています。

津市環境基本計画

～中間見直し(案)～

一山、川、海、人が共生する元気なまち 津一



平成 年 月
津 市

目 次

序 章	環境基本計画の中間見直しに当たって	1
	Ⅰ 環境基本計画見直しの背景と趣旨	1
	Ⅱ 現行の環境基本計画について	1
	Ⅲ 見直し後の計画期間	1
	Ⅳ 計画の構成	1
第4章	目標達成に向けた施策の推進	
	Ⅰ 施策の推進方針（見直しなし）	
	Ⅱ 施策の推進	3
	Ⅲ 重点施策	13
資料	環境基準	17

序 章 環境基本計画の中間見直しに当たって

I 環境基本計画見直しの背景と趣旨

東日本大震災による原子力発電施設の事故後の国のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換をはじめとした環境施策への取組みのほか、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化等に伴い、地球環境を守るために、廃棄物の削減や自然環境の保全などに引き続き取り組むことも求められてきています。

国では平成24年4月に第四次環境基本計画を閣議決定し、目指すべき持続可能な社会の姿として、「安全」が確保されることを前提に、「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、総合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会としています。

また、三重県においても新たな「三重県環境基本計画」を策定していくに当たり、資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系や自然の保全などの行動を通じて、持続的発展が可能な社会の構築を目指すこととしています。

こうした国や三重県の環境政策の方向性等を踏まえ、本市においても津市総合計画後期基本計画において環境問題への対応として、「美しい環境と共生するまちづくり」を目標に「循環型社会の形成」や「次世代に残す自然環境の保全・創造」として、具体的には、廃棄物の適正な処理や環境への負荷の少ない社会の形成、環境共生社会の実現に向けた活動推進、多様な自然環境の保全などに取り組むこととしています。

そこで、津市環境基本計画において、目標達成に向けた施策の推進について、中間値を設定していた平成24年度までの実績を踏まえ、平成29年度の目標値を見直します。

なお、津市の目指す環境像と環境目標、施策の推進方針等の基本部分は継承します。

II 現行の環境基本計画について

津市環境基本計画は、津市環境基本条例第8条の規定に基づき、本市の環境施策を総合的、計画的に推進するために策定されたもので、計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間としています。

ただし、社会や環境情勢等の大きな変化が生じた場合は必要に応じ見直しを行うものとしていることから、原子力発電施設の事故後の国のエネルギー政策の見直しや、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行等による大きな情勢変化に伴い、見直しを行います。

III 見直し後の計画期間

見直し後の計画期間は、平成26年度から平成29年度の4年間とします。

IV 計画の構成

環境基本計画の計画年度の間年度である平成24年度までの実績を踏まえ、社会

や環境情勢等の大きな変化が生じた項目について見直しを行うことから、環境基本計画のうち、「第4章 目標達成に向けた施策の推進」を中心に見直します。

第4章 目標達成に向けた施策の推進

I 施策の推進方針（見直しなし）

II 施策の推進（計画の施策体系）

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」

環境目標A「ごみ「O」社会、意識の向上社会」

環境目標B「持続可能な快適なまち 津」

環境目標C「人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津」

環境目標D「自主・協働による環境活動の促進」

III 重点施策

第4章 目標達成に向けた施策の推進

I 施策の推進方針（見直しなし）

II 施策の推進

環境目標A「ごみ「^{ゼロ}0」社会、意識の向上社会」の実現に向けた施策の推進

1 廃棄物の発生抑制・適正処理

ア 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

[現状](変更)

- 本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、平成24年度に985gで、この2年間は増加傾向にあります。なお、県、全国のデータと比較できる平成23年度は962gで、県平均の967gに対して約0.5%、全国平均の975gに対して約1.3%下回っています。
- 3Rを基本として、ごみの減量化・リサイクル化を推進しており、リサイクル資源の回収活動によって、平成24年度は、古紙類、金属類、びん類、布類あわせて3,879tが回収されました。
- 本市のリサイクル率は、平成19年度は27.8%でしたが、平成24年度は24.4%となり、低下しています。なお、県、全国のデータと比較できる平成23年度は24.2%で、県平均の31.1%に対しては6.7%下回り、全国平均の20.4%に対しては3.8%上回っています。

[課題](変更)

- 家電製品を始めとする不法投棄の通報が平成23年度に234件、平成24年度には268件と増加してきています。

①ごみの発生源対策

②資源ごみのリサイクル事業

《具体の施策》（追加）

○小型家電リサイクル法の施行に伴い、効果的な回収方法を構築します。

③リユース・リサイクル拠点施設整備

イ ごみ処理施設の整備

[現状と課題](変更・削除)

- ごみ焼却施設は市全体のごみ発生量を考慮して、効率的な施設の運用について見直しを行い、3箇所あった施設を2箇所に集約しました。引き続き効率的な施設の運用に努めます。
- 新最終処分場は、他の施設の事例調査や最新技術の導入などの検討を行い、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による施設の建設が必要です。

① ごみ処理施設の整備事業

《具体の施策》 新最終処分場建設推進事業（変更）

○現在の一般廃棄物最終処分場である白銀環境清掃センター埋立地の使用期限が平成28年3月末に迫ることから、新最終処分場の建設を推進します。また、リサイクルの拠点

施設としてリサイクルセンターの建設を推進します。

新最終処分場は、平成28年4月からの供用を目指し、公募により決定した美杉町下之川地内において、環境に配慮した安全で安心なクローズド型最終処分場を建設します。

第1期として埋立容量9万立方メートルを建設し、第1期に引き続き第2期の建設を進めます。

リサイクルセンターは、平成28年4月からの供用を目指し、片田田中町地内において、地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクルセンター施設の建設を進めるとともに、市民がリサイクル・ごみ・環境などについて学習する場となる拠点施設の建設を進めます。

ウ 廃棄物の適正処理

[現状](変更)

- ごみの分別方法を平成21年4月に市内全域で統一しました。
- 生ごみ処理機やコンポストの購入についての補助制度があり、平成24年度は生ごみ処理機について120件、コンポストについて33件の補助を行いました。
- ごみ処理のために、市全体で年間約43億6,000万円の費用がかかっています。

[課題](変更)

- 家電製品を始めとする不法投棄の通報が平成24年度に268件あります。

①廃棄物適正処理の啓発事業

《具体の施策》(変更)

○ごみの分別の徹底を啓発します。

○一般廃棄物処理基本計画に基づき、生活系ごみの減量化、資源化、適正処理等の推進を図ります。

②生ごみのたい肥化事業

《具体の施策》(変更)

○学校給食の生ごみをたい肥化することにより、子どもたちの資源循環に対する理解を深めることを目的に平成20年度から「くるりんフード事業」を行っています。

③ごみ処理コストの公平負担

④不法投棄対策事業

《具体の施策》(変更)

○家電リサイクル制度及び小型家電リサイクル制度について啓発します。

⑤ごみの適正分別と収集

《具体の施策》(変更)

○平成21年4月に市内全域でごみの分別の統一を行いました。民間委託も含めて収集方法、作業内容の見直しを行い、効率的なごみ収集の検討・整備を行います。

⑥ゼロエミッション（ごみゼロ社会構築のための）マニュアルの作成

《中間年度までの施策達成状況》

年度 指標名	H19年 実績値	H20年 実績値	H21年 実績値	H22年 実績値	H23年 実績値	H24年 実績値
1人1日当たりごみ排出量	1,133 g	1,037 g	996 g	956 g	962 g	985 g
ごみのリサイクル率	27.8%	28.9%	26.9%	23.9%	24.2%	24.4%
最終処分量（一般廃棄物）	15,883t	10,730t	10,325t	11,274t	9,504t	9,514t

《施策達成目標》

指標名	H24年中間値	H29年目標値 (見直前)	H29年目標値 (見直後)
1人1日当たりごみ排出量	1,000 g 以下	900 g 以下	900 g 以下
ごみのリサイクル率	40%以上	45%以上	45%以上
最終処分量（一般廃棄物）	12,000t	8,000t	8,000t

指標名	実施主体		
	市民	事業者	市
環境に配慮した安全で安心なクローズド型の新最終処分場の建設を推進します。また、リサイクルの拠点施設としてリサイクルセンターの建設を推進します。			○
ごみの分別方法の調整・統一を進めます。			⊕

環境目標B「持続可能な快適なまち 津」の実現に向けた施策の推進

1 温室効果ガスの削減

ア 省エネルギー対策の推進

[現状](変更)

- 本市のエネルギー消費量は、平成21年度で24,040.6TJです。
- 市民が家族で、気軽に地球温暖化防止に取り組んでいただく市民版環境マネジメントシステム「生活かえる！エコエコ家族」事業を実施しており、平成24年度は85家族が認定されています。

- ①公共交通機関等の利用
- ②身近な省エネ対策
- ③市民版環境マネジメントシステム事業の推進

《具体の施策》(追加)

○日常生活の中で、すだれや遮温カーテンを活用するほか、緑のカーテン啓発事業を推進し、冷暖房の使用を抑えるなどの工夫をする省エネ生活の普及を促進します。

イ 新エネルギーの利用促進

[現状](変更・追加)

- 布引山地は、風況に優れているため、大型風力発電施設が 51 基（うち本市域内 31 基）設置されており、また、現在さらに 40 基を設置する工事が行われており、これが完成すると全国でも有数の風力発電施設群になる見込みです。
- 本市は、日射量が豊富なため、太陽光発電システムの導入に適した地域であるので、平成 24 年 3 月末時点で家庭用と産業用を合わせた最大出力計 19,400kWとなっています。
- 家庭用の太陽光発電システムや風力発電システムの設置に対して、補助金を交付するなど、普及を促進しており、平成 24 年度の実績は 244 件、出力合計約 1,507kWとなっています。
- 国においては、原子力発電施設の事故を受けて電力に係る供給エネルギーの配分を、原子力、化石燃料、再生可能エネルギーのバランスについて、将来的に再生可能エネルギーの割合を多くすることを目指した見直しが進められています。
- 国が策定する「エネルギー基本計画」では、2030(平成 42)年を目途とする、原子力、化石燃料、再生可能エネルギーそれぞれの目標値、推進方策、それに基づく新たな温室効果ガス排出量の削減目標が明らかにされる予定です。

[課題](変更)

- 平成 19 年 2 月に策定した津市地域新エネルギービジョンに基づく各種事業を実施・推進する必要があります。

① 太陽光・風力・バイオマス・小水力の利用(追加)

《具体の施策》(変更・追加)

- 今後の再生可能エネルギーへの取組みについては、自然環境の保護に配慮しながら、本市の特性を活用し進めてきた風力発電導入支援事業、太陽光発電導入促進事業、バイオマス導入促進事業に加え、小水力発電導入促進事業を進めます。
- 本市の水資源を活用した小規模水力発電が期待できます。利活用に関する調査・研究に取り組み、その成果、技術開発の動向及び価格の動向を踏まえた上で導入を促進します。

ウ 温室効果ガスの削減対策

[現状](変更)

- 本市全体のエネルギーの消費に伴って発生した二酸化炭素の排出量は、平成 21 年度で 1, 991 千 t-CO₂です。

- ①温室効果ガス排出等のチェックと監視
- ②二酸化炭素削減に向けた緑化推進事業
- ③エコカーの使用・自動車の効率的利用の促進

《中間年度までの施策達成状況》

年度 指標名	H19年 実績値	H20年 実績値	H21年 実績値	H22年 実績値	H23年 実績値	H24年 実績値
新エネルギー利用等導入量						
風力発電	25,000kW	25,000kW	33,000kW	47,000kW	47,000kW	47,000kW
太陽光発電	3,892kW	4,685kW	5,595kW	8,800kW	13,400kW	19,400kW
エコエコ家族 認定実績件数	184 件	235 件	309 件	498 件	571 件	656 件

《施策達成目標》

指標名	H24 年中間値	H29 年目標値（見直前）	H29 年目標値（見直後）
新エネルギー利用等導入量			
風力発電	50,000kW	75,000kW	65,000kW
太陽光発電	7,000kW	10,000kW	30,000kW
エコエコ家族認定目標件数	300 件	500 件	1,200 件

環境目標C「人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津」の 実現に向けた施策の推進

1 自然の保全

ア 山、川、海の一体化した環境施策の推進

①山と川と海のネットワーク事業

《具体の施策》(変更)

○三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習の拠点作りのため、
森林・自然アカデミー事業を実施します。

○持続可能な地域形成にとって不可欠な環境産業の振興を図るため、バイオマス等を活
かした地域循環型産業の育成や立地促進を図るとともに風力発電施設や森林・自然ア
カデミーを活かし、環境をテーマとした地域振興をめざす「津エコビレッジ（仮称）」
の形成を促進します。

① 計画的な土地利用

《具体の施策》(変更)

○地勢、流域、生態系などそれぞれの地域特性を踏まえ、都市マスタープランや産業振興
ビジョン、緑の基本計画などに沿って土地利用や保全区域の指定を進めます。

イ 水循環・水質の確保

①水源かん養林、広葉樹林の整備

②安全な水道水の供給

ウ 生物多様性の確保

① 生態系の調査、生息状況の調査

《具体の施策》(変更)

○市域の地形や地質及び生息する動植物等について、野外調査等を行い作成した「つし自然ガイドブック」を活用し、自然に親しみ慈しむ気持ちを育む環境教育、環境学習に取り組みます。

○絶滅が心配される生物が生息できる環境の保全、再生、整備に努めます。

②外来生物対策

《具体の施策》(変更・削除)

○生態系等への被害を防止し、生物多様性を保全するため、外来種を野生で繁殖させないための啓発などの対策を促進します。

○外来生物を捨てたり逃げ出したりしないよう、飼い主に対して啓発します。

2 健全な生活環境の確保

ア 公害の防止

[課題](削除)

●合併前の旧市町村と各事業場との環境保全に関する協定等に相違があるため、調整を図っていく必要があります。

①大気・水質の汚染防止

《具体の施策》(変更及び削除)

○水生生物による水質判定を行う環境学習会を開催するなど、水質の大切さを啓発します。

○環境にやさしい洗剤などの利用促進に努めます。

②騒音・振動・悪臭の防止

イ 生活排水対策

[現状](変更)

●公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（単独処理槽を除く）等による生活排水処理施設の整備率は平成 24 年度末で 80.3%となっています。

●下水道普及率は平成 24 年度末で 43.2%と全国的に見てまだまだ低い水準です。

[課題](追加)

●生活排水の処理は、公共用水域の水質を保全し伊勢湾水質総量規制を早期に達成するために重要であり、その対策を進める必要があります。

①生活排水処理施設の整備

《具体の施策》(追加)

○生活排水処理アクションプログラムの見直しにより、公共下水道区域及び農業集落排水区域の一部を浄化槽区域へ変更し、生活排水処理施設の効率的な整備を推進します。

○中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区及び松阪処理区における管きょ整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。

○公共下水道や農業集落排水への接続について未接続世帯への啓発活動を強化します。

○下水道計画区域外の地域で市が設置主体となって浄化槽を整備、管理する制度の導入や、住宅団地の集中浄化槽の市への移管に係る取組みを推進します。

○浄化槽設置整備事業補助制度により、浄化槽の設置を推進します。

②し尿汲み取りの適正化

ウ 環境美化

① 環境美化意識・モラルの向上啓発事業

エ 環境衛生

[現状](削除・変更)

~~●地域における、衛生面での生活環境を保持し、そ族昆虫用駆除剤を配付しています。~~

~~●空き地等の雑草の繁茂による生活環境の悪化や隣人同士のトラブルや苦情があります。~~

[課題](変更)

●空き地等の管理など環境についての指導と所有者の意識改革が求められます。

①適正な飼育への啓発

② そ族昆虫の駆除

《具体の施策》(削除)

~~○病害虫による感染症を防止するため、自治会を通じて駆除薬剤を適宜配付します。~~

③空き地等の管理

《具体の施策》(変更)

○空き地等に関する苦情に対して、害虫等が発生するのを防止するとともに、廃棄物が捨てられることのないよう、空き地等の所有者に適正な管理を行うよう指導を徹底するとともに、広報紙等において啓発します。

3 森林・農地の保全

ア 森林・農地等の保全

①森林の整備事業

②農作物被害対策と鳥獣保護の両立

③木材の消費拡大事業

④遊休農地の活用事業

イ 地産地消の推進

①地産地消・食の安全安心事業

4 潤いと安らぎのある環境の確保

ア 公園緑地・水辺空間の確保

[課題](削除)

~~●公園整備、緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画(津市緑の基本計画)を定めて年次的に実施していく必要があります。~~

①親水空間の整備事業

《具体の施策》(変更)

○公園の整備や緑化の推進について、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」に沿って、津市の特性を活かした公園の整備、緑地の保全や緑化の推進を図ります。

②緑化推進事業

③里山・里海の保全活動

イ 良好な景観の保持

①景観形成の推進

《具体的な施策》(変更)

○地域の特性を活かした良好な景観の形成を図ります。

②個性ある街並みの整備事業

ウ 歴史的文化的環境の保全

①史跡・伝統文化の保存・伝承事業

《中間年度までの施策達成状況》

年度 指標名	H19年 実績値	H20年 実績値	H21年 実績値	H22年 実績値	H23年 実績値	H24年 実績値
環境基準※の 達成	調査地点の 設定及び調 査	環境基準の 達成	環境基準の 達成	環境基準の 達成	環境基準の 達成	環境基準の 達成
下水道普及率	40.1%	41.1%	42.2%	43.0%	43.6%	43.2%
水洗化人口	95,871 人	102,759 人	106,640 人	110,596 人	109,584 人	108,812 人
自然ハンドブ ックの作成及 び活用		自然ハンドブ ック検討懇話 会を開催（2 回）	懇話会の結果 に基づき調査 に着手	既存資料及び 文献資料調査 野外調査を実 施	各種調査を実 施、原稿作成	作成・発刊
人口一人当た りの都市公園 面積	5.95 m ²	6.16 m ²	6.28 m ²	6.31 m ²	6.46 m ²	6.51 m ²
環境林整備計 画樹立面積	494 ha	572 ha	652 ha	785 ha	904 ha	910 ha
狂犬病予防注 射実施率	74.0 %	73.3 %	72.0 %	74.0 %	72.5 %	76.1%

※環境基準については資料参照

《施策達成目標》

指標名	H24年中間値	H29年目標値（見直前）	H29年目標値（見直後）
環境基準の達成	環境基準の達成	環境基準の達成	環境基準の達成
下水道普及率	44.0%	空欄	53.0%
水洗化人口	103,800 人	空欄	125,300 人
自然ハンドブックの作成 及び活用	ハンドブックを活用 した水生生物、ホタル 観察会等の実施	ハンドブックを活用 した水生生物、ホタル 観察会等の実施	「つし自然ガイドブ ック」を活用した自 然観察会の実施
人口一人当たりの都市公 園面積	8.1 m ²	空欄	7.96 m ²

環境林整備計画樹立面積	600ha	空欄	950ha
狂犬病予防注射実施率	76.0%	80.0%	80.0%

指標名	実施主体		
	市民	事業者	市
三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習の拠点作りのため、森林・自然アカデミー事業を実施します。	○	○	○
持続可能な地域形成に必要な環境産業の振興を図るため、地域循環型産業の育成や立地促進を図るとともに風力発電施設や森林・自然アカデミーを活かし、環境をテーマとした地域振興をめざす「津エコビレッジ（仮称）」の形成を促進します。	⊖	⊖	⊖

環境目標D「自主・協働による環境活動の促進」の実現に向けた施策の推進

1 環境学習・環境教育・消費者教育の推進

ア 環境に対する市民意識の向上

① 環境に対する市民意識の向上

《具体的な施策》(追加)

○平成23年3月から「環境だより」を発行し、環境問題に市民、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、協力・連携していけるよう啓発活動を行っています。

②消費者教育の推進

イ 多様な場における環境学習の推進

①環境リーダー、ボランティアの育成

②こどもエコクラブ事業

③学校と市民団体が連携した環境学習の推進

2 自主的な環境保全対策の推進

ア 市民・団体の自主的な活動の支援

①エコパートナー事業

②環境活動団体への支援

イ 各主体の連携促進

①市民・事業者・市のパートナーシップ

ウ 市の率先行動

①環境に配慮した取り組み

エ 環境情報の整理と提供

① 環境情報等の公表

《具体的な施策》(変更)

○大気や水質・騒音などの測定結果について引き続きホームページに公表していきます。

オ 国際的貢献の推進

①国際的な連携の推進事業

②姉妹・友好都市との環境協力の推進

《中間年度までの施策達成状況》

指標名 \ 年度	H19年 実績値	H20年 実績値	H21年 実績値	H22年 実績値	H23年 実績値	H24年 実績値
家庭でできる温暖化対策講座の 開催	<u>10 回</u>	<u>13 回</u>	<u>20 回</u>	<u>38 回</u>	<u>45 回</u>	<u>48 回</u>

《施策達成目標》

指標名	H24中間値	H29年目標値（見直前）	H29年目標値（見直後）
家庭でできる温暖化対策講座の 開催	40 回	70 回	<u>90 回</u>

Ⅲ 重点施策

◎ ごみの適正分別と収集【実施主体：市民、事業者、市】

【具体の施策】（変更）

○平成21年4月に市内全域でごみの分別の統一を行いました。民間委託も含めて収集方法、作業内容の見直しを行い、効率的なごみ収集の検討・整備を行います。

【施策達成目標】

《中間年度までの施策達成状況》

年度 指標名	H19年 実績値	H20年 実績値	H21年 実績値	H22年 実績値	H23年 実績値	H24年 実績値
1人1日当たりごみ排出量	1,133 g	1,037 g	996 g	956 g	962 g	985 g
ごみのリサイクル率	27.8%	28.9%	26.9%	23.9%	24.2%	24.4%

《施策達成目標》

指標名	H24年中間値	H29年目標値（見直前）	H29年目標値（見直後）
1人1日当たりごみ排出量	1,000 g 以下	900 g 以下	900 g 以下
ごみのリサイクル率	40%以上	45%以上	45%以上

◎ 新しい最終処分場の建設推進【実施主体：市】

【具体の施策】（変更）

○現在の一般廃棄物最終処分場である白銀環境清掃センター埋立地の使用期限が平成28年3月末に迫ることから、新最終処分場の建設を推進します。また、リサイクルの拠点施設としてリサイクルセンターの建設を推進します。

新最終処分場は、平成28年4月からの供用を目指し、公募により決定した美杉町下之川地内において、環境に配慮した安全で安心なクローズド型最終処分場を建設します。第1期として埋立容量9万立方メートルを建設し、第1期に引き続き第2期の建設を進めます。

リサイクルセンターは、平成28年4月からの供用を目指し、片田田中町地内において、地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクルセンター施設の建設を進めるとともに、市民がリサイクル・ごみ・環境などについて学習する場となる拠点施設の建設を進めます。

《中間年度までの施策達成状況》

年度 指標名	H19年 実績値	H20年 実績値	H21年 実績値	H22年 実績値	H23年 実績値	H24年 実績値
最終処分量（一般廃棄物）	15,883t	10,730t	10,325t	11,274t	9,504t	9,514t

《施策達成目標》

指標名	H24年中間値	H29年目標値（見直前）	H29年目標値（見直後）
最終処分量（一般廃棄物）	12,000t	8,000 t	8,000 t

指標名
地域や周辺環境と調和した、安全で安心な新しい最終処分場を建設します。

◎ 不法投棄対策事業 【実施主体：市民、事業者、市】

【具体の施策】(変更)

○家電リサイクル制度及び小型家電リサイクル制度について啓発します。

【施策達成目標】

指標名
不法投棄対策ネットワークの充実など、市民がこぞって不法投棄対策に取り組みます。

◎ 太陽光・風力・バイオマス・小水力の利用【実施主体：市民、事業者、市】

【具体の施策】(変更・追加)

○今後の再生可能エネルギーへの取組みについては、自然環境の保護に配慮しながら、本市の特性を活用し進めてきた風力発電導入支援事業、太陽光発電導入促進事業、バイオマス導入促進事業に加え、小水力発電導入促進事業を進めます。

○本市の水資源を利活用した小規模水力発電が期待できます。利活用に関する調査・研究に取り組み、その成果、技術開発の動向及び価格の動向を踏まえた上で導入を促進します。

【施策達成目標】

≪中間年度までの施策達成状況≫

年度 指標名	H19年 実績値	H20年 実績値	H21年 実績値	H22年 実績値	H23年 実績値	H24年 実績値
新エネルギー利用等導入量						
風力発電	25,000kW	25,000kW	33,000kW	47,000kW	47,000kW	47,000kW
太陽光発電	3,892kW	4,685kW	5,595kW	8,800kW	13,400kW	19,400kW

≪施策達成目標≫

指標名	H24年中間値	H29年目標値（見直前）	H29年目標値（見直後）
新エネルギー利用等導入量			
風力発電	50,000kW	75,000kW	65,000kW
太陽光発電	7,000kW	10,000kW	30,000kW

◎ 市民版環境マネジメントシステム事業の推進【実施主体：市民、市】

【具体の施策】(追加)

○日常生活の中で、すだれや遮温カーテンを活用するほか、緑のカーテン啓発事業を推進し、冷暖房の使用を抑えるなどの工夫をする省エネ生活の普及を促進します。

【施策達成目標】

《中間年度までの施策達成状況》

年度 指標名	H19年 実績値	H20年 実績値	H21年 実績値	H22年 実績値	H23年 実績値	H24年 実績値
エコエコ家族認定実績件数	184 件	235 件	309 件	498 件	571 件	656 件

《施策達成目標》

指標名	中間値	H29年目標値（見直前）	H29年目標値（見直後）
エコエコ家族認定目標件数	300 件	500 件	1,200 件

◎ 山と川と海のネットワーク事業の推進【実施主体：市民、事業者、市】

【具体の施策】（変更・削除）

- 三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習の拠点作りのため、森林・自然アカデミー事業を実施します。
- 持続可能な地域形成にとって不可欠な環境産業の振興を図るため、バイオマス等を活かした地域循環型産業の育成や立地促進を図るとともに風力発電施設や森林・自然アカデミーを活かし、環境をテーマとした地域振興をめざす「津エコビレッジ（仮称）」の形成を促進します。

【施策達成目標】（変更・削除）

指標名
山から海まで各地域の市民のネットワークづくりを進めるため、交流会や学習会を開催します。
三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習の拠点作りのため、森林・自然アカデミー事業を実施します。
<u>持続可能な地域形成にとって不可欠な環境産業の振興を図るため、バイオマス等を活かした地域循環型産業の育成や立地促進を図るとともに風力発電施設や森林・自然アカデミーを活かし、環境をテーマとした地域振興をめざす「津エコビレッジ（仮称）」の形成を促進します。</u>

◎ 森林の整備事業【実施主体：市民、事業者、市】

【施策達成目標】

指標名
市民参加型の森林環境教育や体験活動等を実施します。

◎ 環境に対する市民意識の向上【実施主体：市民、事業者、市】

【具体の施策】（追加）

- 平成23年3月から「環境だより」を発行し、環境問題に市民、事業者、行政がそれぞ

れの役割を自覚し、協力・連携していけるよう啓発活動を行っています。

【施策達成目標】

指標名
環境フェアの開催、市民清掃デーや環境美化行動の日等の設定など、環境に対する市民意識の向上のための啓発事業を実施します。

◎ **エコパートナー事業【実施主体：市民、市】**

【施策達成目標】

指標名
環境活動の拠点である市民エコ活動センターについて、市民との協働による運営を推進します。

環境基準

資料

○大気汚染に係る環境基準

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準

(昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

○水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条第1項による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(昭和46年環境庁告示第59号)

人の健康の保護に関する環境基準(基準値の変更・追加)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下		

生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1000MPN/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5000MPN/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—

海域（ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質（油分等）
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1000MPN/100mℓ以下	検出されないこと。
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—	—

海域（イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

○ ダイオキシシン類に係る環境基準

ダイオキシシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づくダイオキシシン類による汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

媒 体	基 準 値
大気	0.6 pg－TEQ/m ³ 以下
水質（水底の低質を除く）	1 pg－TEQ/ℓ以下
水底の低質	150 pg－TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg－TEQ/g 以下

○ 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定（平成 24 年 3 月 30 日津市告示第 66 号）

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
	（午前 6 時から午後 10 時まで）	（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 8 条の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 8 条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 道路に面する地域の環境基準は上表によらず別に定めがあります。